



由布市高校生等医療費助成制度とは・・・？

①制度の目的

この制度は、高校生等の医療費を助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって高校生等の保健の向上を図ることを目的としています。

※高校生等とは・・・満15歳に達する日以後の最初の4月1日（子ども医療費の助成期間を終えた時）から満18歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にあるものを言います。

②対象者

次の要件をすべて満たす方を対象とします。**※申請する人は保護者です。**

～保護者（高校生等を扶養・監護しているもの）の要件～

由布市に住所を有する

生活保護、ひとり親家庭等医療費の助成又は重度心身障がい者医療費の助成を受けていない

～高校生等の要件～

由布市に住所を有する（※就学等を事由に市外に転出した場合を除く）

保護者の保険扶養になっている

就職をしていない（※就職し、保護者の扶養から外れている場合は対象外）

婚姻をしていない

③医療費助成の内容（※平成30年4月診療分から）

県内の医療機関等で高校生等医療費受給資格者証と健康保険証を提示することで、通院・入院・薬局における一部負担金（健康保険適用分）を窓口で支払う必要がなくなることであります（現物支給）。また、**助成の範囲（保険給付）は子ども医療費助成制度と同様です。** ※基本的に助成対象者の要件以外は、子ども医療費助成制度と同様です。

○公費負担者番号 → 83447250

④受給資格者証について

高校生等医療費受給資格者証の様式・色については県からの指示で子ども医療費受給資格者証と同様です。窓口対応の際は、ご注意ください。

⑤お問い合わせ先

由布市役所 福祉事務所 子育て支援課 TEL097-582-1262（内線2133）

